

（工事の申込み）

第二条 条例第六条の規定により給水装置を新設し、改造し、又は撤去しようとする者は、給水装置（新設・改造・撤去）工事設計施行審査申込書（別記様式第一号）に次に掲げる書類を添えて水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）に基づく確認済証及び確認申請書（当該建築物に関して記載されている部分に限る。）の写し。ただし、同法に基づく確認済証の交付を要しない工作物については、この限りでない。

二 給水装置の新設又は改造に伴って受水槽等を設置しようとする者は、その設計に関する書面

三 借地、借家等の場合において、他人の土地又は家屋に給水装置を設置しようとするときは、当該土地又は家屋の所有者の同意を得た旨の書面

四 その他管理者が必要と認める書面

（工事の承認）

第三条 管理者は、条例第六条に規定する給水装置工事の承認をしたときは、当該給水装置工事に係る加入負担金、検査手数料等の納付を確認の上、給水装置工事施工承認書（別記様式第二号）を交付するものとする。

（分岐後最初に設置する止水栓の位置）

第八条 配水管から分岐して最初に設置する止水栓は、原則として、道路境界から宅地内一メートル以内

（給水管及び給水用具の構造及び材質）

第十条 条例第八条第一項の規定により給水管及び給水用具の構造及び材質の基準として、管理者が定める公道（公道と同等又は公道に準ずる利用形態が認められる私道を含む。）内に用いる給水管の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 口径が四十ミリメートル以下の給水管 水道用ポリエチレン二層管（日本工業規格番号K六七六二及びこれに類するもの）

二 口径が五十ミリメートル以上の給水管 水道配水用ポリエチレン管（日本水道協会規格番号K一四四及びこれに類するもの）
（代理人の届出）

（工事の申込み）

第二条 条例第六条の規定による給水装置の新設、改造、又は撤去しようとする者は、給水装置（新設・改造・撤去）工事設計施行審査申込書（別記様式第一号）に次に掲げる書類を添えて水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

一 他人の土地又は家屋に給水装置を設置しようとするときは、当該土地又は家屋の所有者の同意を得た旨の書面

二 他人の給水装置から給水管を分岐しようとするときは、当該給水装置の所有者の同意を得た旨の書面

三 前二号に規定する書面を提出することができないときは、工事申込者の誓約書

四 給水装置の新設又は改造に伴って受水槽等を設置しようとする者は、その設計に関する参考図書

（工事の承認）

第三条 管理者は、条例第六条に規定する給水装置工事を承認したときは、給水装置工事施工承認書（別記様式第二号）を交付しなければならない。

（止水栓の位置）

第八条 配水管から分岐して最初に設置する止水栓の位置は、原則として道路境界から宅地内一メートル以内

（給水管及び給水用具の構造及び材質）

第十条 条例第八条第一項の規定により管理者が定める給水管及び給水用具の構造及び材質の基準のうち、公道（公道と同等又は公道に準ずる利用形態が認められる私道を含む。）内に用いる給水管の材質の基準は、次のとおりとする。

一 口径が五十ミリメートル以下の給水管 ポリエチレン

二 口径が五十ミリメートルを超える給水管 ダクタイル鑄鉄

第十二条 条例第十八条の規定による代理人の届出は、代理人届（別記様式第六号）により行うものとする。

2 前項の届出は、口頭による届出をもつて代理人届の提出に代えることができる。

（共有又は共用の届出）

第十三条 条例第十九条第一項第一号の規定による給水装置を共有する者又は同項第二号の規定による給水装置を共用する者の届出は、共用栓管理人届（別記様式第七号）により行うものとする。

2 前項の届出は、口頭による届出をもつて共用栓管理人届の提出に代えることができる。

（メーターの設置及び位置）

第十四条 条例第二十条第一項の規定により設置する水道メーター（以下「メーター」という。）は、一の建築物につき一個とする。ただし、当該建築物が構造上二以上の部分に区分されており、かつ、当該区分された部分が各々独立して住居、店舗、事務所等の建物としての用途に供することができる場合は、当該区分ごとにメーターを設置することができる。

2 条例第二十条第三項の規定により管理者が定めるメーターの設置の位置

は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。この場合において、当該メーターは、水平に設置するものとする。

- 一 メーターの点検が容易に行うことができること。
- 二 常に乾燥していること。
- 三 メーターを損傷するおそれがないこと。

（メーターの点検）

第十五条 メーターは、隔月の定例日に点検するものとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 メーターの指示量に一立方メートル未満の端数が出たときは、次回の点検分に繰り越して計算する。

3 条例第三十条の規定により使用水量を認定するときは、次の各号に定めるところのいずれかによる。

- 一 前四箇月の使用水量の二分の一
- 二 前年同期の使用水量
- 三 その他管理者が認めた方法により算出した使用水量

第十六条（略）

（メーターの設置及び位置）

第十二条 条例第二十条第一項の規定により設置する水道メーター（以下「メーター」という。）は、一の建築物につき一個とする。ただし、当該建築物が構造上二以上の部分に区分されており、かつ、独立して住居、店舗、事務所等の建物としての用途に供することができる場合であつて、給水装置を個別に当該部分に設置したときは、当該給水装置ごとにメーターを設置することができる。

2 条例第二十条第三項に規定するメーターの設置の位置は、次に掲げる要件を備えているものとし、当該メーターは、水平に設置しなければならない。

- 一 メーターの点検が容易に行うことができること。
- 二 常に乾燥していること。
- 三 メーターを損傷するおそれがないこと。

（メーターの定例日点検）

第十三条 メーターの点検は、隔月の定例日に水道メーター点検簿（別記様式第六号）により点検する。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 メーターの指示量に一立方メートル未満の端数が出たときは、次回の点検分に繰り越して計算する。

3 条例第三十条の規定により使用水量の認定をするときは、次の各号のいずれかによる。

- 一 前四箇月の使用水量の二分の一
- 二 前年同期の使用水量
- 三 その他管理者が認めた方法により算出した使用水量

第十四条（略）

(水道の使用に関する届出)

第十九条 条例第二十三条第一項第一号の規定による水道の使用を開始する届出は、水道使用開始届(別記様式第八号)によるものとする。

2 条例第二十三条第一項第二号の規定による水道の使用をやめる届出は、水道使用休止(廃止)届(別記様式第九号)によるものとする。

3 条例第二十三条第一項第三号の規定による水道の用途を変更する届出は、用途変更届(別記様式第十号)によるものとする。

4 条例第二十三条第二項第一号の規定による水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき又は同項第四号の規定による管理人に変更があったとき若しくはその住所に変更があったときの届出は、住所(氏名)変更届(別記様式第十一号)によるものとする。

5 前各項の届出は、管理業務委託業者(管理者が給水に係る管理業務を委託した者をいう。次条第二項において同じ。)を経由して行うことができる。この場合において、当該届出を管理業務委託業者が取りまとめ管理者に報告するときは、口頭による届出をもって住所(氏名)変更届の提出に代えることができる。

(給水装置所有者に関する届出)

第二十条 条例第二十三条第二項第二号の規定による、給水装置の所有者の変更の届出は、給水装置所有者変更届(別記様式第十二号)によるものとする。この場合において、別に定める必要な書類を添付しなければならない。

2 前項の届出は、管理業務委託業者を経由して行うことができる。

3 第一項の届出がなされていない場合は、当該給水装置が設置されている土地の所有者を当該給水装置の所有者とみなす。

(消火栓の使用に関する届出)

第二十一条 条例第二十三条第一項第四号の規定による、消防の演習に私設消火栓を使用しようとする水道使用者等の届出は、消火栓使用届(別記様式第十三号)により行うものとする。

2 条例第二十三条第二項第三号の規定による、消防用として水道を使用する水道使用者等の届出は、消火栓火災使用届(別記様式第十四号)により行うものとする。

3 前二項の届出は、口頭での届出をもって消火栓使用届又は消火栓火災使用届の提出に代えることができる。

(修繕の依頼)

第二十二条 条例第二十五条第一項の規定による修繕を依頼しようとする者

(修繕の依頼)

第十七条 条例第二十五条第一項の規定により修繕を管理者に依頼しようとする

は、修繕依頼書（別記様式第十五号）を管理者に提出するものとする。

（給水装置等の検査の請求）

第二十三条 条例第二十六条第一項の規定による給水装置の検査又は供給される水の品質検査の請求をしようとする者は、給水装置（水質）検査請求書（別記様式第十六号）を管理者に提出するものとする。

2 条例第二十六条第二項に規定する特別の費用を要するときとは、次に掲げる場合をいう。

- 一 給水装置の機能の検査について特に材料の使用を必要とするとき。
- 二 水質については、飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。
- 三 その他通常の検査以外の特別の費用を要するとき。

第二十四条（略）

（給水装置の確認申請）

第二十五条 条例第三十九条第三項の規定により給水装置の確認を受けようとする者は、給水装置確認申請書（別記様式第十七号）に給水装置（新設・改造・撤去）工事設計施行審査申込書を添えて管理者に提出しなければならない。

第二十六条（略）

る者は、修繕依頼書（別記様式第七号）を提出するものとする。

（給水装置等の検査の請求）

第十八条 条例第二十六条第一項の規定による給水装置の検査又は供給される水の品質検査の請求をしようとする者は、給水装置（水質）検査請求書（別記様式第八号）を管理者に提出するものとする。

2 条例第二十六条第二項に規定する特別の費用を要するときとは、次に掲げる場合をいう。

- 一 給水装置の機能の検査について特に材料の使用を必要とするとき。
- 二 水質については、飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。
- 三 その他通常の検査以外の特別の費用を要するとき。

第十九条（略）

（給水装置の確認申請）

第二十条 条例第三十九条第三項の規定に規定する給水装置の確認を受けようとする者は、給水装置確認申請書（別記様式第九号）に給水装置（新設・改造・撤去）工事設計施行審査申込書を添えて管理者に提出しなければならない。

第二十条の二（略）

（届出の様式）

第二十一条 次の各号に掲げる届出の様式は、当該各号に定めるところによる。

- 一 条例第十八条の届出 代理人届（別記様式第十号）
- 二 条例第十九条の届出 共用栓管理人届（別記様式第十一号）
- 三 条例第二十三条第一項第一号の届出 水道使用開始届（別記様式第十二号）
- 四 条例第二十三条第一項第二号の届出 水道使用休止（廃止）届（別記様式第十三号）
- 五 条例第二十三条第一項第三号の届出 用途変更届（別記様式第十四号）
- 六 条例第二十三条第一項第四号の届出 消火栓使用届（別記様式第十五号）
- 七 条例第二十三条第二項第一号及び四号の届出 住所（氏名）変更届（別記様式第十六号）
- 八 条例第二十三条第二項第二号の届出 給水装置所有者変更届（別記様式第十七号）
- 九 条例第二十三条第二項第三号の届出 消火栓火災使用届（別記様式第十八号）

（標識の掲示）

（門戸に掲げる標識）

第二十七条 給水装置の所有者は、**条例第五条の規定による標識（別記様式第十**
八号）を確認しやすい場所に掲示しなければならない。

第二十二條 給水装置の所有者は、**条例第五条に規定する水道標識（別記様式第**
十九号）を、門戸等の見やすい場所に掲示しなければならない。